

# 建築物に付属する緑化指導指針

制 定 平成 4年 4月 1日

最近改正 平成 14年 4月 17日

## (目的)

**第1条** この指針は、建築物の緑化に関する事項を定めることにより、緑化の推進を図り、もって緑豊かな都市景観の創造と良好な都市環境を確保することを目的とする。

## (用語の定義)

**第2条** この指針における用語の意義は、建築基準法（以下「法」という。）及び法施行令によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 緑 化 樹木等の植栽を行うこと。
- (2) 緑 地 敷地内の地上部又は建築物の屋上若しくは壁面（ベランダを含む。以下同じ。）において、樹木等の植栽を目的として縁石や植栽基盤の設置等により区画が明確にされている部分、及び建築物の壁面において植栽用補助資材又は植栽時の植物が壁面を覆う部分、並びにこれらと一体的に整備される池等の水面。ただし、鉢植え等土地又は建築物に定着しないものは除く。
- (3) 接 道 部 敷地のうち、法第42条に規定する道路に接する部分で、道路側から十分に見通すことのできる範囲。
- (4) 緑化面積 緑地のうち、樹木の育成上好ましくない部分（ひさし及びベランダ等の建築物の部分の下部等。水面を除く。）を除いた部分の面積の合計。ただし、建築物の屋上及び壁面における緑地、並びに接道部以外の地上部における緑地については、その面積に1/2を乗じて得られた数値を緑地の面積と読み替えて算定するものとする。
- (5) 緑 化 率 緑化面積の敷地面積に対する割合。

### (適用対象)

**第3条** この指針は、市内において建築物を建築する場合に、その敷地面積が500平方メートル以上のものについて適用する。ただし、市長が、総合設計制度等の適用により敷地内での緑化が別途行われると認める場合、及び別に定める建築物を建築する場合は、この限りでない。

### (緑化標準)

**第4条** 建築主は、この指針の適用を受ける建築物を建築する場合には、当該敷地内に、緑化率が3%以上となる緑地を確保するよう努めなければならない。

2 緑地の配置等については、次の各号によるものとする。

(1) 緑地は、修景上の効果を考慮して、接道部に重点を置いて設けるものとし、接道部において道路と緑地を遮蔽する塀、ネットフェンス等の設置はできる限り避けるよう努めなければならない。なお、危険防止等のためやむを得ず塀等を設ける必要がある場合には、道路境界線から1メートル以上後退した位置に設けるものとする。

(2) 接道部での十分な緑地の確保が困難な場合には、建築物の屋上及び壁面並びに接道部以外の地上部での緑地の確保に努めなければならない。

(3) 植栽については、日照や通風等を考慮して樹種の選定を適切に行うと共に、植栽幅及び植栽方法に配慮することにより、樹木の良好な育成に努めなければならない。

(4) 緑地は、消防活動上及び避難上支障のない位置に設置しなければならない。

3 緑地の計画については、前2項に規定するもののほか、別に定める基準に適合するものとしなければならない。

4 前3項の規定については、市長が、敷地や建築物の状況等により困難であると認める場合は、この限りでない。

(緑化計画協議書等の提出)

- 第5条** 建築主は、この指針の適用を受ける建築物を建築する場合は、法第6条及び法第6条の2に規定する建築確認申請等の前に、別記第1号様式による緑化計画協議書の正本及び副本に、それぞれ、別に定める書面及び図書を添えて市長に提出し、この指針に定める事項について、市長と協議しなければならない。
- 2 建築主は、協議を終了した計画について、別に定める事項を変更しようとする場合は、別記第2号様式による緑化計画変更協議書の正本及び副本に、それぞれ、別に定める書面及び図書を添えて市長に提出し、この指針に定める事項について、市長と協議しなければならない。

(緑化完了届の提出)

- 第6条** 建築主は、前条に基づいて協議した緑化計画の工事が完了したときは、速やかに別記第3号様式による緑化完了届に、工事完了写真を添えて市長に提出しなければならない。

(実施の細目)

- 第7条** この指針の実施に関する必要な事項は、計画調整局長が定める。

**附 則**

この指針は、平成4年10月1日から実施する。

**附 則**

この指針は、平成14年6月1日から実施する。

# 建築物に付属する緑化指導指針実施基準

制定 平成14年 4月17日

## (目的)

**第1条** この基準は、建築物に付属する緑化指導指針（以下「指針」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

**第2条** この基準における用語の意義は、建築基準法（以下「法」という。）及び法施行令によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 高木 高さ3.0メートル以上、目通り幹回り（根元から1.2メートル。以下同じ。）寸法0.18メートル以上で、支柱が3本支柱又は3本鳥居型支柱若しくは同等以上の堅固な樹木。
- (2) 中木 高さ1.5メートル以上、枝幅0.3メートル以上で、支柱が1本支柱又は布掛支柱（特に景観等を考慮し、適切な管理が行える場合は、この限りでない。）の樹木。
- (3) 低木 高さ、枝幅とも0.3メートル以上の樹木。
- (4) 地被植物 芝、リュウノヒゲ、アイビー、ササ類、シダ植物等。

## (適用対象の緩和)

**第3条** 指針第3条に規定する別に定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第3条第1項各号に掲げる建築物の敷地内における建築物
- (2) 法第18条第1項の適用を受ける建築物（ただし、都市基盤整備公団の民営賃貸用特定分譲住宅制度又は大阪市住宅供給公社の公社特優賃供給促進事業制度の適用を受けるものを除く。）
- (3) 法第85条の適用を受ける仮設建築物

### (緑地の計画)

**第4条** 指針第4条第3項に規定する別に定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 植栽基盤等は、樹種の特性に応じて樹木等の育成に支障のない規模のものとすること。
- (2) 緑地を維持するための散水施設を設けること。
- (3) 緑地の樹木や土壌が、風等により飛散しないようにすること。
- (4) 建築物の屋上又は壁面における緑地については、建築物の躯体を根によって痛めることがないような樹木を選定し、防根を適切に行うこと。
- (5) 接道部における緑地については、緑地面積1平方メートルあたり0.05本以上の高木と4株以上の低木を植樹すること。ただし、高木1本を中木3本に、高さ5メートル以上かつ目通り幹回り寸法0.5メートル以上の高木1本を高木2本に、それぞれ代えることができる。  
低木1株につき4株以上の割合で、地被植物（芝生を除く。）に代えることができる。

### (緑化計画協議書)

**第5条** 指針第5条第1項に規定する別に定める書面及び図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 委任状
- (2) 付近見取図（方位、道路及び目標となる建物を示すこと。）
- (3) 緑化計画図（建築物の配置、緑地の位置・形状・寸法・面積、高木・中木・低木の種別、樹木の種類・高さ・幹回り・本数等を示すこと。）
- (4) 緑地求積図
- (5) 敷地求積図

### (緑化計画変更協議書)

**第6条** 指針第5条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 緑化率（当初より減少する場合に限る。）
- (2) 敷地の形状又は面積（当初の面積の1/10以下の増減に限る。）
- (3) 申請者の氏名、名称又は住所
- (4) その他、市長が必要と認める場合

2 指針第5条第2項に規定する別に定める書面及び図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 委任状
- (2) 前条(3)、(4)又は(5)に掲げる図書のうち変更事項が生じるものの中更前と変更後の図書

#### （実施の細目）

**第7条** この基準の実施に関して必要な事項は、計画調整局長が定める。

#### 附 則

この基準は、平成14年6月1日から実施する。

## 緑化計画のフロー

